

土地取引のまえには 届出が必要です

監視区域指定地区	届出が必要な面積
上堺地区（大字屋形・新島・北清水）	500m ² 以上
横芝・大総地区（上堺地区を除く全域）	1,000m ² 以上

11月1日から、上堺地区（大字屋形・新島・北清水）（平成元年10月1日から監視区域に指定されています）における土地取引の届出対象面積が引き下げられました。また、横芝・大総地区が新たに監視区域に指定されました。これに伴い、小規模な土地取引も事前に届出が必要となります。

届出が必要な土地取引

- 売買
- 共有持分の譲渡
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 交換
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡

11月1日以降に、上堺地区

届出は
契約の6週間前までに

これは、最近の著しい地価高騰に対処するため、千葉県が国土利用計画法に基づいて指定したものです。



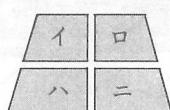
について500m²以上、横芝・大総地区については1,000m²以上の土地について売買などの土地取引を行おうとする場合には、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた町長あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに役場都市整備課へ提出して下さい。町長がその内容を審査し、問題がないと判断されると土地取引の契約ができることがあります。

届出用紙は窓口に用意しています。
届出についての詳しいことは、都市整備課へおたずね下さい。
届出書には「実印」を押してください。
11月1日から、取引の当事者が届出書に押印する印鑑は「実印」を使用していただけになります。また、併せて印鑑登録証明書を1通提出して下さい。

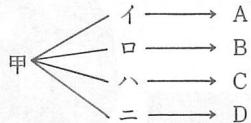
一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計すると一定面積（その他 500m²以上 1,000m²）以上となる一団の土地取引は個々の取引それぞれについて、届出が必要です。

① 買主が複数の場合

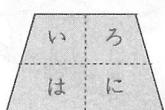


売主 (土地) 買主

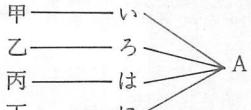


$$(イ+ロ+ハ+ニ) \geq \text{一定面積}$$

② 売主が複数の場合



売主 (土地) 買主



$$(い+ろ+は+に) \geq \text{一定面積}$$